

はじめに

この「八百津東部中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義（いじめ防止対策基本法 第2条より）

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

(2) 基本認識

・教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・生徒の心身の安全・安心を最優先にし、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を、生徒一人一人に徹底する。
- ・保護者と連携して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力育成）

- ①生徒に自己存在感を ②共感的な人間関係を育成
- ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助

(4) ネットいじめに対する対策の推進



3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

(2) 年6回の教育相談の充実 (3) 教職員の研修の充実

(4) 保護者との連携 (5) 関係機関等との連携

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに重大事態の調査を行う組織として、いじめ防止対策基本法第22条にのっとり、以下

の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

○学校職員：校長, 教頭, 主幹教諭, 生徒指導主事, 教育相談主任

○学校職員以外：保護者代表（PTA会長）、学校評議員、SC、八百津町いじめSV、八百津町教育相談アドバイザー

5 平成29年度 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・生活アンケート6回（5月、7月、9月、11月、1月、2月）
- ・教育相談（5月、7月、9月、11月、1月、2月）※学習、学校生活等に関わって
※全生徒対象／個別には随時行う
- ・PTA情報モラル研修会（7月、11月）
- ・職員研修（4月、8月）等

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知 ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で、保護者の協力を得ながら）
- ④いじめを受けた側の生徒のケア ⑤いじめた側の生徒への指導
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼
- ⑦関係機関との連携 ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
- ⑨ステージ集会を開き、問題を全校生徒で共有し、再発防止策を明確にする。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

・学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、適切に管理する。